

○後志広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱

〔平成27年10月29日〕
要綱第4号

改正 平成30年3月20日要綱第3号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく後志広域連合介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定にあたって、後志広域連合介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 策定委員会は、後志広域連合が行う介護保険事業の広域の方策の検討、調整等を行い計画を策定する。

(委員等)

第3条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 有識者 3名
- (2) 後志広域連合介護保険運営協議会委員 1名
- (3) 関係町村介護保険担当課長 5名

(任期)

第4条 委員の任期は、次期介護保険事業計画策定委員会の設置予定月の前々月の末日とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(策定委員会)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、策定委員会の会議の議長となり会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ意見を求めることができるものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月29日から施行する。

(後志広域連合介護保険事業計画策定委員会等設置要綱の廃止)

- 2 後志広域連合介護保険事業計画策定委員会等設置要綱（平成25年後志広域連合要綱第1号）は、廃止する。

附 則（平成30年要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。